

歯周病検診を受けましょう！

市では、指定の医療機関にて歯周病検診を実施しています。対象年齢の方には、既に受診券を郵送していますので、期間内に受診しましょう。

○対象者

年度末年齢	生年月日
40歳	昭和54年4月1日～昭和55年3月31日
50歳	昭和44年4月1日～昭和45年3月31日
60歳	昭和34年4月1日～昭和35年3月31日
70歳	昭和24年4月1日～昭和25年3月31日

○受診期間 令和元年6月1日～令和2年1月31日

○自己負担 500円

○持ち物 歯周病検診受診券、保険証

○受診方法 指定の医療機関へ直接電話で予約してください。

※受診券を紛失した方は、総合保健福祉センターかがやきまでお越しください。窓口で再発行します。

問 かがやき 健康推進課 健康推進G ☎54-7121

難病患者福祉見舞金について

指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方に難病患者福祉見舞金を支給します。

○対象者 指定難病特定医療費受給者証を所持し、10月1日時点で本市に住所を有する方
(生活保護法による扶助者は除く)

○手当額 年額20,000円

○申請期間 10月1日(火)～12月20日(金)

○申請場所 健康推進課(総合保健福祉センター かがやき内)または各支所

○持参するもの

①指定難病特定医療費受給者証(令和元年10月1日時点で有効なもの)

②印鑑

③振込先口座番号がわかるもの(通帳等)

※昨年度以前に申請した方で、振込先口座等に変更がない場合は、受給者証のみ持参してください。

問 かがやき 健康推進課 ☎54-7121

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

国民年金保険料の社会保険料控除について

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。その年の1月から12月までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ず証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付される予定です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明を添付のうえ申告してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないよう納めましょう。

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111

予約 水戸北年金事務所国民年金課 ☎029-231-2283

常陸大宮市森林組合からのお知らせ

緑を守るために植林してみませんか。

森林組合では、緑豊かな森林づくりのため苗木の斡旋をしています。

※苗木の種類 杉・桧・クヌギ・ナラ等

※申込期限 令和2年2月中旬

※クヌギ・ナラ等については令和2年1月31日まで

申込・問 常陸大宮市森林組合 常陸大宮市鷲子58-1 ☎58-2004 FAX 58-2126